

第 5 2 号議案

中野区区民活動センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成 2 9 年 9 月 2 5 日

提出者 中野区長 田 中 大 輔

(提案理由)

上鷺宮区民活動センターに置く施設の名称を改める必要がある。

中野区区民活動センター条例の一部を改正する条例

中野区区民活動センター条例（平成23年中野区条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2中野区上鷲宮区民活動センターの項中 「

洋室三	4
-----	---

000円	600円	600円
------	------	------

」を「

洋室二	600円
洋室三	400円

700円	700円
600円	600円

」に改め、「

和室一・二	600円
-------	------

700円	700円
------	------

」を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成30年1月6日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 施行日以後の中野区上鷲宮区民活動センターの施設（洋室二に限る。）の使用に係る中野区区民活動センター条例第7条の規定による使用の承認、同条例第8条の規定による使用の不承認、同条例第9条の規定による使用の承認の取消し等、同条例第10条の規定による使用料の納付及びこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。